

発議第6号

議案第33号平成29年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成29年6月19日提出

つくばみらい市議会議長 高木 寛房 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 坂 洋

提案理由

平成29年度一般会計予算において、福岡堰土地改良区のかんがい排水事業については、負担金を事業費の3分の1以内との取り決めをしている協定書に基づき、525万円を計上しました。これは、事業費において、事業総額の8.3パーセントにあたり、受益者の負担割合10パーセントより低いものでありました。このため、3月議会において設置された予算特別委員会において、全会一致をもって附帯決議が可決されました。その内容は「福岡堰土地改良区のかんがい排水事業については、市の負担割合が減ぜられたことにより、受益者の負担割合が大きくなる可能性が懸念されることから、新年度予算執行後、早急に市の負担割合を増やすよう強く求める。」というものであり、慣例により、当時予算特別委員長であった私が提案者、坂洋予算特別副委員長、及び予算特別委員会において発議した中島清和議員が賛成者として一般会計予算の可決後、発議し、全会一致をもって可決確定したものです。

今般、議案第33号平成29年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）の中で、この附帯決議を尊重し、増額する補正予算案が上程されました。補正額は210万円の増額でありました。このことにより、市の負担金の割合は、受益者負担割合である10%を超える11.7%とすることになりました。

前述した3月議会における附帯決議に基づいて行政側は、再考、努力の結果、附帯決議の文言を履行したことは明らかであり、その点は評価するところであります。

しかし、本議会において、前回決議した附帯決議文において、明確な額を表示しなかつたため、各議員の考え、思いに不一致が生じてしまいました。かんがい排水事業について、円滑な事業の進行、受益者及びつくばみらい市の主要産業である農業の更なる発展を、市民をはじめ、行政、つくばみらい市に関わる全ての方々が望むところであり、その事業達成のために、つくばみらい市は更なる負担割合を受容すべきであ

ると考えます。

そこで、今回、誠に異例ではありますが、未だ附帯決議の本旨が成就されていないと認識し、只今可決した議案第33号平成29年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）に附帯決議文を附与し、行政において真摯に受け止め、附帯決議文の内容を早急に実行していただくよう、慣例を引き継ぎ、前議会において予算特別委員長を拝命した私が提案者として、坂洋予算特別副委員長が賛成者として発議するものであります。

なお、これまた異例ではありますが、「市の負担割合を協定書に基づく上限の3分の1」にあたる負担金は1,050万円であるので、その不足分、315万円の更なる負担金の増額を強く望むものであります。

議案第33号平成29年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

福岡堰土地改良区のかんがい排水事業については、市の負担割合が受益者の負担割合を超えるまで増額されたが、市の負担割合を協定書に基づく上限の3分の1にあたる額まで増やすよう強く求める。

以上、決議する。

平成29年6月19日

茨城県つくばみらい市議会